

令和 5 年 2 月 7 日
子ども・若者部子ども・若者支援課

世田谷区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

1 改正主旨

現行条例の引用法令である子ども・子育て支援法の改正が施行されるため、世田谷区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案を令和 5 年第 1 回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

引用法令である子ども・子育て支援法の改正が令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い条項ずれが生じるため、世田谷区子ども・子育て会議条例の一部を改正する。

3 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行予定日

令和 5 年 4 月 1 日

5 今後のスケジュール（予定）

令和 5 年 2 月 第 1 回区議会定例会（改正条例案を提案）

令和 5 年 4 月 改正条例施行

世田谷区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙

改正後	改正前
<p>世田谷区子ども・子育て会議条例 平成26年9月30日条例第36号</p> <p style="text-align: center;">改正 <u>令和5年〇月〇日条例第〇号</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第72条第1項</u>の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和5年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>世田谷区子ども・子育て会議条例 平成26年9月30日条例第36号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第77条第1項</u>の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項</p>